

公益財団法人への移行にともなう税の優遇措置について

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

当財団は、平成 25 年 4 月 1 日付けで公益財団法人に移行いたしました。

公益法人への移行に伴い特定公益増進法人となり寄附金優遇措置が図られるようになり、加えて別添のとおり税額控除団体としての要件も満たしましたので個人の賛助会員の皆様に対する税法上の優遇措置が拡大されることになりました。

賛助会員の皆様から当財団にお支払いいただく賛助会費は、税法上寄附金として扱われ、一定の要件のもとで税制上の優遇措置の対象となります。詳細は、下記のとおりです。

記

1. 個人の場合

(1) 所得税

個人からの寄附金（当財団の賛助会費）は、所得税において、次のような優遇措置の対象となり、従来の「①所得控除」と「②税額控除」のいずれかの選択となります。

① 所得控除（所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号による）

年間所得の 40%を控除限度額として、前年 1 年間分（1 月 1 日～12 月 31 日）の寄附金総額から 2 千円を差し引いた金額を年間所得金額から控除することができます。

② 税額控除（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項による）

年間所得の 40%を控除限度額として、前年 1 年間分（1 月 1 日～12 月 31 日）の寄附金総額から 2 千円を差し引いた金額の 40%の額を所得税額から控除することができます。

※平成 23 年度税制改正により、行政庁の証明を受けた公益法人に対する個人の寄附金についての新たな制度です。当財団は、岐阜県知事より「税額控除」の適用法人として、平成 25 年 5 月 14 日付けで証明を受けました。

控除額計算例

年間所得が 500 万円、所得税率 20%、賛助会費 5 千円の場合

【例①所得控除】

5,000 円 - 2,000 円 = 3,000 円を年間所得総額から控除できます。

※3,000 × 20% = 600 円相当額が節税

(控除限度額：500 万円 × 0.4 - 2,000 円 = 199 万 8 千円)

【例②税額控除】

(5,000 円 - 2,000 円) × 40% = 1,200 円を所得税額から直接控除できます。

※1,200 円相当額が節税（ただし、所得税額の 25%が上限額となります。）

(2) 個人住民税

一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、公益財団法人に寄附（当財団賛助会費を含む）をした個人は、(1)の控除に加えて個人住民税の控除も受けることができます。

寄附金のうち2千円を差し引いた金額が、税額控除されます。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%（都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%）です。なお、岐阜県岐阜市に住民登録をされている方の場合は、当財団をはじめ公益財団法人への寄附金は個人住民税控除の対象となります。その他の都道府県及び市区町村における条例での指定状況については、お住まいの道府県税事務所・各市町村の課税窓口までお問い合わせください。

2. 法人の場合

法人からの寄附金（当財団の賛助会費）は、法人税に係る優遇措置の対象となります。

公益財団法人に寄附をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入することができます。損金算入限度額は以下のとおりです。

① 一般損金算入限度額

$(\text{資本金の金額} \times 2.5/1,000 \times \text{事業年度の月数}/12 + \text{年間所得金額} \times 2.5/100) \times 1/4$

② 特別損金算入限度額（法人税法施行令第77条第1項第3号による）

$(\text{資本金の金額} \times 3.75/1,000 + \text{年間所得金額} \times 6.25/100) \times 1/2$

詳細な計算方法については所轄税務署または税理士にお問い合わせください。

3. 控除を受けるための手続き

(1) 個人の場合

- ・所轄税務署での確定申告を行う必要があります。
- ・通常、確定申告時期は、毎年2月16日～3月15日（土日祝の場合は変更）です。
- ・控除を受ける場合、確定申告書を提出する際に当財団が発行する「領収証」及び「税額控除に係る証明書」が必要になりますので、申告手続きまで大切に保管してください。なお、「税額控除に係る証明書」については当財団のホームページからもダウンロードいただけます。
- ・勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は受けられません。

(2) 法人の場合

- ・寄附金受領日を含む事業年度の申告書提出の際に、必要事項を記入の上、当財団の発行する「領収証」を保存してください。

(お問い合わせ先) 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会 総務課
(TEL) 058-266-5588

観企第71号
平成30年5月14日

公益財団法人岐阜観光コンベンション協会
理事長 村瀬幸雄 様

岐阜県知事 古田 肇



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成30年5月14日 から 平成35年5月13日 まで